

町営住宅姫ノ井団地 1 号の入居者募集要綱

町営住宅の入居者を次のとおり公募します。

1. 町営住宅の募集戸数

住宅名	所在地	募集戸数	規格	家賃及び敷金
姫ノ井団地 1 号	大月町口目塚 116 番地 12	1 戸	3DK 2 階建 DK6 帖・和室 6 畳 洋室 6 帖・和室 4.5 畳 浴室・洋式便所・物置	世帯の所得より算定 敷金は家賃の 3 ヶ月分

2. 入居時期 随時入居可

3. 申込資格 申込者は、次の資格を備えていることが必要です。

- ① 現に住宅に困窮していることが明らかな者で、②以下に該当するもの。
- ② 政令で定める基準の収入である者。
政令で定める基準の収入は次のとおりである。
 - ・ 入居資格収入基準（一般世帯は政令月額 158,000 円以下。高齢者、障がい者世帯等は政令月額 214,000 円以下）
 - ・ 入居資格収入基準は、過去 1 年間の所得税法上の所得額から、控除額を控除した額を 12 で除した額である。
- ③ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

4. 申込受付期間及び受付場所

① 期 間

随時受付中

受付時間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで（但し、土曜日、日曜日、祝日は除く）

② 場 所 大月町役場 総務課危機管理室 住宅管財係

③ 申込書類

- 1) 町営住宅入居申込書
- 2) 入居する世帯全員のマイナンバーカードと同意書、又は所得証明書
- 3) 入居する世帯全員の納税証明書
- 4) 障がい者のいる場合は、それを証明する証明書又は手帳のコピー

5. その他の注意事項

- ◎ 申込書の記載その他については、申込書をよく読んだ上で記入して下さい。
- ◎ 先着順に審査し、入居者が決まり次第締め切ります。
- ◎ 家賃は、提出された所得等により算出します。（敷金は家賃 3 か月分）
- ◎ 入居決定後に、連帯保証人 2 名が必要となります。（保証限度額は家賃の 12 ヶ月分）
※連帯保証人の条件として、所得基準が入居者と同等以上であること、地方税等の滞納がないことなどがあります。

【お問い合わせ】

大月町役場 総務課危機管理室 住宅管財係 ☎ 0880-73-1140